

3つの「密」を避ける（3つの条件がそろえば場所がクラスター発生のリスクが高い）

- ① 換気の悪い**密閉空間**
- ② 多数が集まる**密集場所**
- ③ 間近で会話や発声をする**密接場面**

1 基本的な感染症対策（密閉・密集・密接を避ける）

- (1) 生徒の健康観察 「健康観察シート」による生徒の健康状態掌握。
- (2) 手洗い・咳エチケットの徹底。マスクの着用。
- (3) 教室内の換気（対角線上の窓を開ける）
- (4) 校舎の消毒（多くの生徒が手を触れる場所）

2 教育活動の実施

- (1) 教育課程 必要に応じて補充的な学習実施。教育課程に位置付けない補習等。
- (2) 授業実施 大声・集団での発声を控える。（感染のリスクを避ける工夫）
歌唱指導・調理実習等の指導順序変更・密閉状態で行わない。
衛生管理の徹底。密集する運動や近距離での運動を行わない。
- (3) 学校行事等
 - ・儀式的行事 時間短縮・参加人数の制限・次第省略（式辞の割愛など）
 - ・新入生説明会等 保護者説明などは短時間で行う。密集した状態を避ける。
 - ・集団宿泊行事 内容を変更し、施設の指示により実施予定。
 - ・健康診断 密集・密接・密閉にならない工夫。

3 寮における対応

- (1) 毎日朝晩の検温・風邪症状の確認（健康観察シート）
- (2) 食事の際の飛沫感染防止。寮内の保健管理・環境衛生。
- (3) 宿直業務を行う場合は勤務前の検温・風邪症状の確認後に任に就く。

4 出席停止の取扱い（学校保健安全法19条）

- (1) 生徒の感染が判明した場合 治癒するまで出席停止
- (2) 濃厚接触者となった場合 14日間の出席停止
- (3) 同居家族が濃厚接触者の場合 濃厚接触者の観察が終了するまで出席停止

【学校で生徒の発熱を確認した場合】

- 生徒を帰寮させ、症状がなくなるまで休養させる（出席停止）
- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）

【生徒・教職員が感染した場合】

医療機関から本人・保護者通知 ⇒ 保健所へ届出 ⇒ 本人・保護者から学校に連絡
保健所よる行動ヒアリング・調査。医療機関や保健所からの指示を受け対応。